第7章 開発団地の給水

開発団地の給水については、開発団地の給水に関する規程(平成10年水道事業管理規程第10号)及び、大 分市開発行為指導要綱(平成元年大分市告示第18号。以下「開発指導要綱」という。)に基づき取扱うこと。

第1節 設計及び施工

開発団地は、直結直圧式給水方式による直圧団地と、受水槽式給水方式による加圧団地に区分されるが、いずれも給水施設の設計、施工は、厚生省監修水道施設設計指針、開発指導要綱及び条例・規程等に定める給水装置の技術的基準を遵守して、将来、水量・水質に関し居住者に迷惑をおよぼさないようにしなければならない。

なお、開発団地の給水は、市の配水計画、既存の給水状況に多大の影響をおよぼすため、事前に十分協議 し、承認を得ること。又、工事着工前には、必ず担当職員による材料検査を受けるとともに、指示事項を守っ て着手すること。

第2節 給 水

給水施設(送・配水管、ポンプ、受水槽等)の工事が完成した場合は、直ちに管理者の竣工検査を受けなければならない。通水は、検査合格後、担当職員の指示に従い行うこと。

なお、各戸への給水については、条例・規程等に準じて行うこと。